

フロンティアファーマーズ設置要領

1 目的

フロンティアファーマーズ（以下「本会」という。）は、郡山市（以下、「市」という。）が認めるフロンティアファーマーがその目的の着実な実施を図るため、市や関係機関等と行う協働事業の企画・推進等を行うことを目的とする。

2 構成

本会は、フロンティアファーマー認定要領に基づき認定された農家等個人又は法人（以下「農家等個人」という。）、及び同要領の目的に賛同し、実行又は支援する「こおりやま広域圏連携中枢都市圏（以下、「広域圏」という。）」に所在する関係機関及び団体等で構成する。

3 事業

本会は、本会の目的達成のため次の事業を行う。

- (1) 本会が行う協働事業の企画及び運営
- (2) 農家等個人が生産した生産物の情報発信
- (3) 農家等個人が生産した生産物の販売促進
- (4) 消費者等と農家等個人の交流促進
- (5) 構成員の連携強化及び情報共有
- (6) その他、本会の目的達成に必要と判断すること

4 事務局

本会の事務局は、農業生産流通課内に置く。

附 則

この要領は、令和6年6月5日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。